

第2次平川市長期総合プラン後期基本計画（案）に対するパブリックコメントの結果について

1 募集期間 : 令和4年2月15日（火曜日）から令和4年3月14日（月曜日）

2 意見の提出 : 市民3人（20件）

3 ご意見の内容と回答

No.	項目	意見等 ※原文掲載	市の考え
1	34 頁	<p>【学校給食について】</p> <p>月に数回地域で作られている食品を利用した地産地消給食が出ているようですが、是非平川市で作られているオーガニック（無農薬）野菜や無添加食品を利用したオーガニック給食も出していきたいです。</p> <p>子供たちの体にもいいうえ、無農薬野菜を作っている農家さんたちの応援や推進にもつながる取り組みになると思います。</p>	<p>平川市の学校給食では、「農産物納入者登録制度」を導入しており、給食に平川市産の農産物等を納入していただく市内の生産者等を募集しています。</p> <p>学校給食で使用する農産物等を生産者から学校給食センターに直接納入していただく制度で、学校給食における地産地消を推進するための取組みです。</p> <p>無農薬野菜や無添加食品については、一般的に価格が割高で数量の確保が難しいことから、積極的に使用している状況ではありません。</p> <p>これらの価格や数量の確保、納入可能時期などの条件が合えば、活用していきたいと考えております。</p>

No.	項目	意見等 ※原文掲載	市の考え
2	50 頁	<p>【地産地消と食育の推進】</p> <p>この方向性に、まずは大賛成という前提で、特に学校給食に関わる領域で提言、あるいは問い合わせたく存じます。</p> <p>この計画案全体でも取り入れているように、いわゆる SDGs の項目をより網羅していこうとする、企画課の熱意や苦慮が犇々と伝わってきます。</p> <p>更にその上で、現時点で、農水省の「みどりの食料システム戦略」が全国各地で遂行されつつあります。</p> <p>それと並行して、一般のママさん達を中心に活動しているママエンジェルズという市民団体が、文科省、あるいは各地自治体と緩やかな対話の方向で、地元の有機食材を自治体の給食に取り入れ、子ども達の本質的な健康と地元文化の継承を培う取り組みが進んでいます。</p> <p>ここで、まずお伺いしたいのは、平川市において、有機農業そのものの実態と、現時点で、有機農産物を給食に用いることが可能なのか、あるいは、この5ヶ年の計画遂行の中でなら可能で、その方向性も視野に入れているのか、という事です。</p> <p>何れにしても、前向きに検討していただければ、この計画案全体が、より輝きを増し、全国にもよりアピール出来るのでは…と、推察しています。</p> <p>また、それだけでもかなり有意義だと想われますが、更なる高見として、次の時期の計画に向けて、いわゆる自然栽培農法の推奨が望まれます。</p> <p>現時点で、弘前大学と倉敷に拠点のある NPO 団体が協力態勢を敷き、先日、弘前にも研究センターが立ち上がりました。</p> <p>各自治体とどう連携を取っていくのかは、まだ未知数ですが、平川市には、より早く、そして注視するアンテナを立ててほしいと願っています。</p> <p>先日のシンポジウムにおいても、この農法が定着すれば、いわゆる SDGs の 17 項目の内、かなりの項目がクリアされていくのでは、と展望を掲げておりました。それが定着して、更に学校給食でも取り上げられれば、それこそ世界発信も可能な、パイオニア的存在になれると想います。</p> <p>諸々軋轢はあると想いますが、平川市は、旧町の時代から、この津軽地区の中でも、給食が旨いと評判ですので、その利点をより活かして欲しいなあって、感じています。</p>	No.1 と同じ

No.	項目	意見等 ※原文掲載	市の考え
3	98 頁	<p>【脱炭素社会に向けた取り組みの推進】</p> <p>世界は温室効果ガス削減に向けてたくさんの取り組みをしているのに日本の取り組みは遅れており、意識や知識も低く感じられます。温室効果ガスによる気候変動によりこれからさらに異常気象が増え、その被害に合うのはこれから生きる子供たちです。未来の子どもたちにこの自然とたくさん触れ合える平川市の素晴らしい環境を残すためにもっと強い宣言や計画が必要と考えます。地球温暖化についての講演を開催したり、子供たちが環境について考える施設を作るなど、意識や知識の変容に取り組む政策をもう少し組み込んでいただきたいです。</p> <p>以上の意見から「目指す平川らしさ」の4項目目の「新エネルギーで環境にやさしいまち」はこれからのSDGsを意識した取り組みには弱いと思いますので、ぜひ他県の地方自治体が取り組んでいるような自然エネルギー100%宣言やゼロカーボンシティ宣言など県内初となる宣言を出すくらいの計画をしていただき環境保全に熱心なまちをアピールしていただきたいです。</p> <p>子育て支援がとて進んでいる平川市のさらなるイメージアップにつながると思います。</p>	<p>ゼロカーボンシティなどの宣言を含む環境保全に関する計画については、達成に向けた課題や工程等を整理し、その実現性や実効性を検証したうえで、長期総合計画とは別に策定する必要があると考えています。</p> <p>なお、市では、令和2年度に「平川市環境保全率先行動計画（平川市地球温暖化対策実行計画）」を改定し、市が一事業者として、市内の事業者・市民に対する模範となるよう、温室効果ガス排出の削減に努めているところであり、環境保全に関する計画の策定を含め、温室効果ガス削減に向けた取り組みを推進したいと考えております。</p>

No.	項目	意見等 ※原文掲載	市の考え
4	計画(案)全体	<p>【計画(案)の「計画」の文言に疑問があります】</p> <p>名称が「第2次平川市長期総合プラン後期基本計画(案)」〔以下、当該案〕になっていますので、「計画(案)」と理解されます。しかし、当該案には「個別目標」「基本方針」「主要施策の体系と方向」などがあり、「主要施策の体系と方向」は「施策名と内容」で構成されていることから分かるように、この4月から5年間の目標や方針などは記されていても、計画に必要な「具体的にどのように取り組むのか」という「方法」が欠落しています。当該案には目標や方針などは示されていますが、目標達成のための具体的な方法が記されていないので、計画案に値しないと思います。13ページには、5年間を「実施計画」の計画期間として毎年見直す」と解釈されます。しかし、当該案は5年間の計画なので、「5年間を見通した実施計画」をベースにして、「詳細な年度ごとの実施計画」を作成しなければ5年間の計画を立てる意味がありません。目標や方針などを掲げることは簡単だと思います。しかし、重要なことは、掲げた目標や方針などに対して具体的にどのような方法で取り組むかだと思います。目標の達成は、方法に大きく左右されます。実施するにあたっての5年間を見通した具体的な方法を当該案に追加・明示するか、具体的な方法が明示された「5年間を見通した実施計画」を提示すべきではないでしょうか。当該案13頁によると、「長期総合プラン」は「基本構想」・「基本計画」・「実施計画」で構成されるとなっています。「長期総合プラン」には「実施計画」が含まれることになっていますので、パブリック・コメントを募集している「第2次平川市長期総合プラン後期基本計画(案)」から「実施計画」を割愛するのはおかしいと思います。なお、ここでの「実施計画」は「5年間を見通した実施計画」ととらえ、「年度毎の詳細な実施計画」は別途作成する必要があると思います。具体的な方法を当該案に追加・明記すると、当該案のボリュームが増えることは必要なことだと思います。具体的な方法、例えば、「校内研修の充実」の方法を考えてみたいと思います。まず、校内研修のレベルを越えるための具体的な方法を打ち出す必要がありますと思います(「〇〇に関する内容のものを年〇回以上、5年間で×回以上」「△△に関する内容のものを年◎回、5年間で☆回以上」など)。この具体的な方法を受けて、考えられる具体的なテーマを列挙してみます。それを5年間に張り付けることによってはじめて5年間を見通した計画的な取り組みが可能になります。そのうえで年度ごとに教育委員会と現場が相談し、「研修会の具体的テーマ」「講師」「当日の持ち方」などの更なる具体的な方法を詳細に決めればよいのではな</p>	<p>後期基本計画では、現在実施している、または今後5年間で取り組むべき施策を掲載しております。社会経済情勢の変化や市民ニーズの変化に柔軟に対応できるように、その表現はやや抽象的なものにとどめており、具体的な事業内容については掲載しておりません。</p> <p>計画の構成につきましては、第3次長期総合プラン策定時に改めて検討してまいります。</p>

	<p>いでしょうか。もちろん、「テーマの決め方」「講師の選定方法」「当日の進め方(受講生の主体的な参加方法など)」などの基準を決めておくことも必要になると思います。この基準を上書きしていくことによって研修会のあり方が共有され、みんなの財産になり、「校内研修の充実」が期待できます。</p> <p>また、当該案の教育分野と直結している「平川市教育振興計画」も「計画」なのに、具体的な方法が記されていません。「平川市教育大綱」は解説のとおり「目標・方針」でよいと思いますが、「平川市教育振興計画」は「平川市教育大綱」を受けての「具体的な目標及び目標を達成するための具体的な方法」を記さなければならないので、「平川市教育振興計画」には大きな課題があると思います。「目標・方針」及び「具体的な目標及び目標を達成するための具体的な方法」の両方がきちんと記されていれば、「平川市教育大綱」と「平川市教育振興計画」がほとんど同じでも制度としては通ることになります。しかし、両方がきちんと記されていないにもかかわらず「平川市教育大綱」と「平川市教育振興計画」がほとんど同じ内容になっていることにも驚かされます。同じくした理由を教えてくださいたいものです。青森県も同様なので、なおさら驚かされます。「平川市教育大綱」と「平川市教育振興計画」は密接な関係にあります、本来は片方が「大綱」、もう片方が「計画」と別物です。ちなみに教育先進地を調べた範囲では、当然ながら別物でした。教育が進んでいるといわれている地方公共団体ほど、具体的な方法が記され、きめ細やかな「計画」になっていました。平川市の「計画」をうたっている当該案「平川市長期総合プラン後期基本計画」及び「平川市教育振興計画」は具体的な方法を明示して、「計画」に値する内容に大幅に修正する必要があると思います。</p> <p>また、「基本構想・基本計画である長期総合プラン」と「平川市教育大綱」及び「平川市教育振興計画」の関係は並列ではなく、「長期総合プラン」を受けて「平川市教育大綱」があり、さらに「平川市教育大綱」を受けて「平川市教育振興計画」があると考えられます。それなのに、教育分野は、「基本計画」「平川市教育大綱」「平川市教育振興計画」の内容がほぼ同じになっていることが不思議でなりません。</p>	
--	--	--

No.	項目	意見等 ※原文掲載	市の考え
5	計画(案)全体	<p>【「実施計画」は「事務的資料」だろうか】</p> <p>13 頁には「実施計画」を「事務的資料の性格を有する」旨の記載がありますが、「実施計画」を「事務的資料」として取り扱うことには疑問があります。目標の達成は具体的な方法(実施計画)に決定的に左右されますので、実施計画は当該案と一体であり、極めて重要と考えます。それだけ重要な「実施計画」なのに「事務的資料」の扱いとするなら、公表しないつもりでしょうか。当該案はこの4月からスタートしますので、その取り組みが迫っています。よって、「5年間を見通した実施計画」及び初年度である「令和4年度の詳細な実施計画」はできていると思いますし、できていなければならないと思います。目標と方法が一体である以上、実施計画をお示しいただかないと当該案の是非の判断は難しいと思います。市の資料(13頁)を見ると、「長期総合プラン」は「基本構想」・「基本計画」・「実施計画」で構成されています。当該案には、「基本構想」と「基本計画」は記されていますが、「実施計画」が欠落しています。このことから、「5年間を見通した実施計画」は当然案といっしょに公表すべきだと思います。若しくは、「5年間を見通した実施計画」を当該案と別扱いにしないで、「計画」の本来あるべき姿である具体的な方法を当該案に明示する必要があると思います。それを受けて、「年度ごとの詳細な実施計画」が別途必要になることは言うまでもありません。</p>	<p>実施計画につきましては、詳細な事業内容や今後見込まれる費用などを集計したものであり、計画に記載された事業につきましては、現段階でその実施が確約されたものだけではないことから、公表する予定はございません。</p>

No.	項目	意見等 ※原文掲載	市の考え
6	計画(案)全体	<p>【見出しとその内容などに疑問があります】</p> <p>当該案は、「主要施策の体系と方向」が「施策名」と「内容」で構成されています。「主要施策」が「施策名」に対応していることはわかりますが、「主要施策の体系と方向」の箇所において、「体系」がどこに記されているのかわかりません。また、「方向」は「内容」を指しているのかもしれませんが、そもそも「方向」と「内容」は意味が違います。「内容」は簡単に言えば「中身」を表しますので、何でも「内容」でくくることができてしまいます。「内容」だと抽象的なので「施策の柱と方針」などのように、内容の中身が分かる文言に改める必要があると思います。また、「主要施策の体系と方向」とするならば、「体系」をここできちんと説明すべきだと思います。施策名の頭にある「1-1-2-1」のような番号を持って「体系」としているのかわかりませんが、当該案の記述でそれを「体系」とするのは無理があると思います。また、当該案の「方向」と「方針」の違いがよくわかりません。「方針」には「推進する」「努力する」「進める」「目指す」などの文言が使われていますが、「体系と方向」の「内容」にも「推進する」「努力する」などが使われています。一般的に、「方向」には「進んだりする方」の意味があります。「方針」は「目指す方向」の意味もありますが、「目的・目標を達成するためのスタンス」の意味もあります。「方針」は前者の意味だと「方向」の意味と類似するので、後者の「目的・目標を達成するためのスタンス」の意味に解釈すべきだと思います。この「方針」を基に、具体的な方法を考えて実行することになります。当該案における「方向」及び「方針」の定義を明確にし、それに沿って使い分ける必要があると思います。いずれにしても、「主要施策の体系と方向」及び「内容」の文言の見直しは必須だと思います。</p>	<p>「3 主要施策の体系と方向」を「3 主要施策」と修正いたします。</p>

No.	項目	意見等 ※原文掲載	市の考え
7	計画(案)全体	<p>【SDGsの取り扱いと取り組みに疑問があります】</p> <p>前期基本計画にはなかったSDGsへの言及が、後期の当該案では登場しています。しかし、当該案3頁に「SDGsの理念を取り入れ、基本政策ごとに関連するSDGsアイコンを表示している」旨の記述があるだけで、17の目標に関わる「現状と課題」に関する記述もなければ、17の目標に対してこの5年間で具体的にどのように取り組むのかの記述もありません。当該案34-35頁の「個別目標:2未来を切り拓く子どもたちの育成」の「1.現状と課題、2.基本方針」「3.主要施策と体系と方向」の内容を見ても、SDGsの記述がなかった前期と「SDGsが掲げる目標の達成」をうたっている後期の当該案を比較すると、当該案は前期の文言が一部修正され、関連するSDGsのアイコンが表示されているものの、中身は前期とほぼ同じ内容になっています。しかも「多様性」はSDGsで重要視しなければならないのに、基本方針を見ると、前期の「多様性を尊重し、」が後期の当該案では「互いの個性を尊重し、」に変更され、「多様性」の文言が消えています。また、33頁を見ると、「個別目標:2未来を切り拓く子どもたちの育成」に関連するSDGsとして、「4質の高い教育」と「12つくる責任、つかう責任」の2つしか挙げていませんが、教育にはSDGs全ての目標が関わらなければなりません(次項のESDに関する記述参照)。いずれにしても当該案におけるSDGsは実態はなく、取って付けた感は否めないと思います。</p>	<p>「関連するSDGs」の表記を「関連度の高いSDGs」に修正し、SDGsアイコンの再設定を行います。</p> <p>SDGsに対する具体的な取り組みについては記載しておりませんが、本計画に記載されている主要施策によりSDGsの推進が図られるものと考えておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。</p> <p>なお、「2基本方針」(2)1行目の文章を次のとおり修正いたします。</p> <p>「郷土に誇りを持ち、<u>多様性を尊重し</u>、・・・」</p>

No.	項目	意見等 ※原文掲載	市の考え
8	計画(案)全体	<p>【ESDに関する記述がありません】</p> <p>SDGsは「全人類に平和と豊かさ」を目的としているのに対して、ESD（持続可能な開発のための教育）は「持続可能な社会の担い手を育てる、持続可能な社会の創り手を育む」ことを目的としています。個別目標の「未来を切り拓く子どもたちの育成」はESDの目的の「社会の担い手を育てる、社会の創り手を育む」と同義であり、当該案の個別目標とESDは密接に関連しているのに、ESDに関する記述がいつさいないのはなぜでしょうか。文部科学省によるとESDの分野は、環境学習、エネルギー学習、防災学習、生物多様性、気候変動、国際理解学習、世界遺産や地域の文化財等に関する学習、その他関連する学習）の8つ示されています。その内容は、環境、エネルギー、気候変動、減災・防災、海洋、生物多様性、文化多様性、世界遺産・地域の文化財等、国際理解、平和、人権、ジェンダー平等、福祉、持続可能な生産・消費、その他関連分野に及び、SDGsと密接に関連しています。ESDはSDGs4のターゲット4.7に位置付けられていますが、SDGs17の全ての目標を実現する鍵を握るとされています。文部科学省によると、ESDでは6つの視点（多様性、相互性、有限性、公平性、連携性、責任制）を軸に、7つの能力・態度（批判的に考える力、未来像を予測して計画を立てる力、多面的・総合的に考える力、コミュニケーションを行う力、他者と協力する力、つながりを尊重する態度、進んで参加する態度）を身に付けさせるとし、ESD推進の手引も出しています。いずれにしても、ESDを市の現状と絡めて具体的にどのように推進するのかを整理して、当該案に反映させなければならないと思います。ESD抜きの教育、ESD抜きの基本計画は考えられません。</p>	<p>「ESD」については、SDGsの「4 質の高い教育をみんなに」を主たる目標として掲げている中に含めて実質的に取り組んでいくという認識でおります。ESD抜きの教育、ESD抜きの基本計画は考えられませんが、非常重要な目標であるという認識であり、文言の表記はありませんが、実質的な取組については、実際の現場でその理念を踏まえた教育活動が進められております。</p>
9	26 頁	<p>【個別目標と基本政策の関連付けに無理があります】</p> <p>個別目標の「未来を切り拓く子どもたちの育成」は基本政策「1-1 健やかなひとづくり」と関連付けられていますが、その下の基本政策「1-2 ころ豊かなひとづくり」と関連付けられていないことが理解できません。「健やか」は「健康」のことであり、体が丈夫で元気なことを表す言葉です。教育は「健康」も大事ですが、それ以上に「豊かな心」の育成が重要ではないでしょうか。身体が健康でも、「豊かな心」の育成なくして、「未来を切り拓く子どもたちの育成」は困難だと思います。当該案の基本政策を変更しないのであれば、せめて、「未来を切り拓く子どもたちの育成」を基本政策「1-1 健やかなひとづくり」ではなく、基本政策「1-2 ころ豊かなひとづくり」と関連付ける必要があると思います。</p>	<p>基本政策及び個別目標については、基本構想にあたるため今回の策定では修正いたしませんのでご理解ください。</p>

No.	項目	意見等 ※原文掲載	市の考え
10	34-35 頁 他全体	<p>【内容が抽象的なうえに、具体的な方法が書かれていません】</p> <p>個別目標「未来を切り拓く子どもたちの育成」を達成するために、3つの施策が掲げられ、それぞれの施策に内容が記されています。当該案は「基本計画」になっていますので、前述のとおり、目標を掲げ、目標を達成するための具体的な方法が明示されなければなりません。しかし、内容を見ると、内容というよりも内容に関わる抽象的な目標や方針などになっています（いじめ解消率だけは100パーセントと具体的ですが）。具体的な方法が書かれていないものは、計画に値しないと思います。例えば、「新型コロナワクチン接種計画」を想定すると、「ワクチンの接種を推進します」としか書かれていなかったら単なる方針にすぎないので計画とは言えません。計画に値するためには、目標を達成するために「誰を対象に」「どのような順番で」「いつまでに」「どのワクチンを」「どこで」などの具体的な方法が記されていなければなりません。具体的な方法なので、達成ぐあいや課題などの評価が可能になり、PDCAサイクルも機能していくこととなります。当該案の内容に記されていることは、現在も取り組んでいることがほとんどではないでしょうか。例えば当該案に記されている「推進します」には、推進するための具体的な方法が記されていません。しかし、内容に関わる取り組みはどこの部署でも何らかの形で取り組んでいるものが多いと推察します。どのように推進するかに関わる具体的な方法が当該案には記されていないので、関係部署が自由に取り組めることとなります。自由に取り組むということは、従来どおりの取り組みでもよいことになりかねません。従来どおりの取り組みに留まっても評価としては取り組んだことになる恐れがあります。25頁では「推進」を、「主に市が主体となって事業を進めること」と定義しています。「推進」には、「前に進める」「目的・目標に向かって努力する」「ステップアップする」という意味、つまり、「現状よりも高める」意味があります。よって、従来どおりの取り組みではよくないことを意味しています。また、当該案は抽象的なので、達成度も評価できません。そこで、当該案の内容欄（欄の名称は検討が必要だが）には、個々の内容に関わる今後5年間で達成したい具体的な目標を記す必要があると思います。さらに、内容欄の右にその具体的な目標を達成するための具体的な方法に関わる欄を設けたらいかがでしょうか。具体的な方法は、具体的な行動計画・事業計画・実施計画でもあります。開催したいと考えている事業があれば、この欄に書くべきだと思います。予算要求・予算計上の根拠にもなります。無論、5年間の具体的な方法（「5年間を見通した実施計画」）を受けて、「年度ごとの詳細な実施計画」の作成が求められるのは言うまでもありません。</p>	<p>後期基本計画では、現在実施している、または今後5年間で取り組むべき施策を掲載しております。社会経済情勢の変化や市民ニーズの変化に柔軟に対応できるよう、その表現はやや抽象的なものにとどめており、具体的な事業内容については掲載しておりません。</p>

No.	項目	意見等 ※原文掲載	市の考え
11	34-35 頁 他全体	<p>【5年後の充実した姿が見えません】</p> <p>当該案における内容の抽象性と具体的な方法の欠如とも関連していますが、当該案からは5年後に想定している充実した具体的な姿が見えてきません。施策「学校教育環境の充実」及び「生きる力をはぐくむ学校教育の充実」も、それぞれの5年後に想定している充実した姿の記述が見当たりません。「充実」だと、漠然としています。5年後に求めている姿・水準を定めることによって、はじめてゴールをとらえることができると思います。「充実」ではゴールの姿をとらえることが不可能になると思います。内容も、「推進します」「図ります」「努めます」「強化します」が多く、具体的にどのように推進するのか、どのように図るのか、どのように努めるのか、どのように強化するのかなどの具体的な方法が書かれていません。「推進します」「図ります」「努めます」「強化します」は、方針にすぎません。到達すべき充実した具体的な姿が描かれていないから、計画に不可欠な具体的な方法も記すことができないのだと思います。具体的な方法が欠落しているから、充実した具体的な姿に迫ることができないのだと思います。いずれにしても、5年後の充実した具体的な姿をイメージし、そこに向かうための具体的な方法を確実に講じることなしに目標を達成することはできないと思います。5年間は案外と短いものです。全力で取り組めばなんとか達成可能な具体的な目標を設定するとともに、その目標を達成するための具体的な方法を決めて確実に実行していかなければならないと思います。</p>	No.9と同じ

No.	項目	意見等 ※原文掲載	市の考え
12	35 頁	<p>【「期待される効果」の項目に無理があります】</p> <p>個別目標の「未来を切り拓く子どもたちの育成」の下に3つの施策が掲げられ、各施策ごとの多岐にわたる内容が挙げられているのに、その効果が「学力・学習状況調査の正答率」だけでよいのでしょうか。個別目標が「学力の向上」なら「学力・学習状況調査の正答率」だけでもよいかもしれませんが、個別目標及び3つの施策と内容を反映するなら、「学力・学習状況調査の正答率」が決してふさわしいとは思いません。個別目標及び3つの施策を整理すると、「学校教育環境の充実」と「学校・家庭・地域の連携・協働」は「生きる力をはぐくむ学校教育の充実」に帰結します。つまり、「未来を切り拓く」のは「生きる力の育成」であると読み取ることができます。よって、期待される効果(注目指標)に第一に掲げなければならないのは、「生きる力」に関わるものでなければなりません。さらに、掲げている内容からは、パソコンの整備状況、コンピュータ指導資格者数、地元食材の割合、校内授業研究会・発表会の実施回数、研究成果の発表状況、家庭・地域・関係機関等との連携状況などの具体的な指標がさまざまに考えられます。本来であれば、個々の具体的な方法に対応した具体的な評価基準を考えなければなりません。個々の目標及び施策に関わる具体的な評価基準が、効果を測る正確な指標になると思います。</p>	<p>ご指摘の通り、「学力・学習状況調査の正答率」のみで個別目標及び施策の内容を反映することはできません。ここでは、公表できる一つの注目指標として「学力・学習状況調査の正答率」を取り上げておりますが、学校の教育活動は数字で図ることができないものが多くあります。しかしながら、広い意味での学力の向上が命題であることも避けては通れないものでもあります。物が整備されればそれでよい、資格者が増えればそれでよい、研究会の実施回数が増えればそれでよいというものではないことやそれを細かに示すことによる弊害もあり、真に必要な総合的な教育力の向上を図ることが大切だと捉え、一つの注目指標を明記していることをご理解ください。</p>

No.	項目	意見等 ※原文掲載	市の考え
13	33 頁	<p>【「現状と課題」の記述がふじゅうぶんだと思います】</p> <p>ICT 教育に関する「現状と課題」、教材備品に関する「現状」、教員一人ひとりの力量に関する「現状と課題」、細やかな指導に関する「現状と課題」、などの記述がありません。「現状と課題」が具体的かつ詳細に記されていないので、各内容に関わる現状のレベルや具体的な課題が伝わってきません。「現状と課題」は「基本方針」及び「主要施策の体系と方向」の前提となるものなので、当該案は極めてふじゅうぶんだと思います。よって、「現状と課題」の把握がふじゅうぶんなので、記されている「現状と課題」から「基本方針」及び「主要施策の体系と方向」を導いた必然性が理解できません。別の言い方をすると、「基本方針」及び「主要施策の体系と方向」を導き出したエビデンスを、記されている「現状と課題」から探し求めることは困難だと思います。</p>	<p>現状と課題の詳細は各校ごとに違い、大きくりにできないものであるという認識から当該案に示した記述に留めているということをご理解ください。例えば、教材備品を取り上げて見ると、物がそろっていけばよいというものではなく、今あるものをどのように生かしていくか、生かしていく過程で必要となる物は何かなどの要望に応じていくことが大切になると考えています。また、教員一人一人の力量に関すること而言えば、その教員が得意とする分野でどのくらい力を発揮できているかに関わり、そのはかり方で現状と課題が変わってきます。各学校の教職員はその規模によって国で定められた定員数があり、異動があり、その年度で構成される人員でどのように力を発揮してもらうかはそれぞれの学校長がそれぞれの力量と学校全体としてのバランスを勘案して取り組んでいるという現状があります。細やかな指導に関しても、その指導方法が対する子どもに関わって有効なのかどうかも含めて注視していくことが必要です。もちろん、できるだけ様々な分野に長けた多くの人員がバランス良く配置されればよいのですが、限られた定員の中での学校運営となることや年度で構成されるメンバーが替わることにより変化するものなので具体的かつ詳細に明記できないことをご理解ください。ただし、当市独自の研修会を開催したり、必要に応じた指導助言を積極的に行ったり、県が主催する研修会に積極的に参加できるよう促したり、受講者や講師等として推薦したりしながら教員の力量が高まるように努めております。また、頑張る先生ほど時間をかけて指導をしたり、研究と修養に多くの労力を使ったりする傾向もあり、心身の健康に配慮しながら、その働き方にも無理のないような心配りをする必要もあります。そのような現状を少しでも補うようにと、当市では各種支援員を独自に配置しており、今後も行っていく予定です。</p>

No.	項目	意見等 ※原文掲載	市の考え
14	34 頁	<p>【「研究の充実」が欠落しています】</p> <p>教育基本法第9条を参照するまでもなく、教員には「研究」と「研修」が求められています。当該案に記載されている3つの内容「教員の資質向上」「授業の充実」「生徒指導の充実」のいずれも「研修の充実」だけでなく「研究の充実」も欠かせないのに、「研究」の文言が欠落しているのは理解できません。「研究」は「研修」に含まれるとする考え方もあるかもしれませんが、条文を見るまでもなく、そもそも「研究」と「研修」は別物であります。勿論、「研究」と「研修」は関連し、両輪であることは言うまでもありません。そこで、内容に「研究の充実」を盛り込む必要があるのではないだろうか。具体的には、個々の教員による「研究の推進」「研究成果の積極的発表（学会・研究会、研究紀要、専門誌等）の奨励」、学校全体としての「授業研究会の積極的な開催を含む研究の推進」などが考えられます。「研究成果の発表」は平川市教育委員会による「研究発表会の開催」、学校共催の公開研究発表会、個人研究を発表する場としての「研究紀要の発行（平川市全体、校種別、学校別）」などが考えられます。加えて、所属教員の研究業績を各学校若しくは市のホームページで公表することも考えられます。学校教育の充実、学校全体の研究の向上にかかっています。そして、学校全体の研究の向上は、所属教員個々の研究の高まりにかかっています。それだけ、研究の充実が重要であることは指摘するまでもありません。</p>	<p>教育基本法第9条には以下のようにあります。</p> <p>（教員）第9条1. 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。</p> <p>当市で示している「研修の充実」で意味する「研修」には、上記の「研究」と「修養」が含まれております。授業研究、教材研究、教科研究、自己の力量を高めるための各研修会への参加や幅広く様々な分野を体験することなど、教員として求められる専門的な研究から、自己を高め研鑽する活動も含め広い意味で「研修の充実」を捉えていることをご理解いただければと思います。また、当市では、独自に、教師力向上講座等の研修会を開催しております。さらに、外国語教育研究指定校の発表やICT活用の実践校をしたり、県の研究指定校を担ったり、小中学校教育研究会の研究をサポートするなどし、さらには県の研修センターでの研修を推奨し、これには多くの教員が積極的に受講しております。その成果は、県や当市の研修会で発表する機会を設けているほか、その研究のまとめを全教員が共有するなどしております。また、当市の方針として、前述した「学校教育の方針と重点」には、研修の充実を第一項目として取り上げ、まずは教員の力量アップを図ることが教育の質を高めることであるとの思いで学校教育が進むようサポートしております。</p>
15	34 頁	<p>【3つの内容区分に無理があります】</p> <p>施策「生きる力をはぐくむ学校教育の充実」は、「(1) 教職員の資質向上」「(2)生きる力をはぐくむ授業の充実」「(3)一人ひとりを大切に生徒指導の充実」の3つの内容になっていますが、(1)の「教職員の資質向上」は(2)の「授業の充実」及び(3)の「生徒指導の充実」と不可分な関係がありますので、このように並列して区分するのは無理があると思われます。区分の見直しが必要ではないだろうか。区分の見直しをしないなら、内容の見直しは避けられないと思います。</p>	<p>施策である「生きる力をはぐくむ学校教育の充実」について3つの内容を示しておりますが、学校教育で行われているどの内容についても相互に関連し合わないものはないことをご指摘の通りです。並列して区分しているというよりも、重点的に取り組む内容を明記していること、それらが相互に関連し合うことで効果的に進んでいくことを前提に、その内容を取り上げているということをご理解いただければと思います。</p>
16	34 頁	<p>【「授業の充実」のためには、「研究の充実」が不可欠だと思います】</p> <p>「(2)生きる力をはぐくむ学校授業の充実」の①に掲げている「校内研修の充実」も大切だと思いますが、前述(8-9頁)の「研究の充実」が不可欠だと思います。そのため、学校運営の第一に「校内授業研究会の充実」を掲げる必要があると思います。無論、校内授業研究会の成果は積極的に発表していかなければならないと思います。</p>	<p>施策である「生きる力をはぐくむ学校教育の充実」について3つの内容を示しておりますが、学校教育で行われているどの内容についても相互に関連し合わないものはないことをご指摘の通りです。並列して区分しているというよりも、重点的に取り組む内容を明記していること、それらが相互に関連し合うことで効果的に進んでいくことを前提に、その内容を取り上げているということをご理解いただければと思います。</p>

No.	項目	意見等 ※原文掲載	市の考え
17	35 頁	<p>【内容に、「積極的な情報提供」が欠落しています】</p> <p>文部科学省は保護者や地域住民等の学校に対する理解を促進し、連携協力を推進するために、学校の基本的な情報の積極的な提供を求めています。居住地の小中学校便りは回覧されていますが、平川市内小中学校のホーム・ページの中には何年間も更新されていない学校があるなど、大変恥ずかしい内容になっています。文部科学省が示している内容例、情報提供に積極的な全国の幼保・小中学校、附属学校等から学んで魅力的なホーム・ページを作成し、情報を積極的に発信すべきだと思います。学校が家庭や地域と連携・協働・協力するためには、「積極的な情報提供」が不可欠だと思いますので、当該施策の内容に「積極的な情報提供」を加えるべきだと思います。現代は、保護者や地域住民が学校から頼まれたことをそのままやる下請けの時代ではありません。学校評議員制度も、学校運営に対して意見を述べるための制度であります。意見を述べるためには、文部科学省の方針を確認するまでもなく、学校の教育活動に対する情報が不可欠であります。学校の教育活動に関わる情報提供の内容に比例して、保護者や地域住民等の学校の教育活動に対する理解や学校に対する信頼が醸成されることとなります。理解や信頼が進むと、校内だけでは気づかない学校の長所や課題を発見したり、改善などのための具体的なアイデアなども期待できると思います。ここに至ってはじめて、「学校・家庭・地域の連携・協働」がほんものになるのではないのでしょうか。</p>	<p>学校の教育活動に関わる情報提供の内容に比例して、保護者や地域住民等の学校の教育活動に対する理解や学校に対する信頼が醸成されることになるというご指摘はその通りだと思っております。改訂となった学習指導要領でも「社会に開かれた教育課程」ということでその重要性が根幹となっております。積極的な情報提供については、どの学校も意識し取り組んでいるところです。連携、協働の推進の前提として、積極的な情報提供があった上での施策の内容としております。</p> <p>ホームページでの情報発信の方法については、現在ホームページからブログへと移行している学校も多くあり、整理がされておらずそのままになっているホームページもあるのだと思います。いずれにしろ、積極的な情報発信は大前提の上で施策を示していることをご理解ください。そして、今後も様々な方法で積極的な情報提供、発信が進められるよう促していきます。</p>

No.	項目	意見等 ※原文掲載	市の考え
18	その他 33-35 頁 他全体	<p>【公文書に依拠していない箇所などが散見されます】 漢字・仮名表記 公文書は、常用漢字に準拠することになっています。昭和 56 年に制定された常用漢字は、29 年後の平成 22 年に文化審議会からの答申によって一部改訂され（改訂常用漢字）、現在に至っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「はぐくむ」は、「育む」が望ましいと思います。 <p>常用漢字の改訂前は「はぐくむ」でしたが、改訂後は「育む」になっています。文部科学省も学習指導要領などにおいて、「育む」を用いています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「および」は、「及び」が望ましいと思います。 <p>「および」でも間違いではありませんが、法令や公用文では「及び」を用いることになっています。文部科学省も学習指導要領などにおいて、「及び」を用いています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・33-35 頁以外でも、改訂常用漢字と異なる用例が散見されます。 <p>様々（「さまざま」が望ましいと思います）、沿って（当該案での使い方だと「添って」でなければならないと思います）、十分（「じゅうぶん」が望ましいと思います）など、改訂常用漢字と異なる用例が散見されます。</p>	<p>「はぐくむ」につきましては、「個別目標」にも使われていることから、ひらがな表記に統一いたします。</p> <p>「そう」につきましては、「計画に沿う」、「人に寄り添う」で整理します。</p> <p>「および」につきましては、文部科学省も学習指導要領などで「及び」とされているとのご意見ですが、一部固有名称を除いて、本計画ではひらがな表記に統一いたします。</p> <p>「様々」につきましては、「さまざま」に変更いたします。</p> <p>「十分」につきましては、本計画では漢字表記に統一いたします。</p>
19	その他 33-35 頁 他全体	<p>【不要なピリオドが使われている箇所があります】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項目番号の後のピリオドは、不要だと思います。 <p>中央官庁からの公文書も、数字の後にピリオドは打たれていないはずですが、当該案では章の数字の後にピリオドが打たれていませんが、33-35 頁の「1. 現状と課題」「2. 基本方針」「3. 主要施策の体系と方向」「4. 期待される効果（注目指標）」では数字の後にピリオドが打たれています。公文書なのでピリオドを打たない「1 現状と課題」「2 基本方針」「3 主要施策の体系と方向」「4 期待される効果（注目指標）」が望ましいと思います。</p>	<p>「数字の後のピリオド」については削除します。</p>

No.	項目	意見等 ※原文掲載	市の考え
20	その他 33-35 頁 他全体	<p>【文言などの不統一が散見されます】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同じ文言は、そろえるべきだと思います。 漢字と平仮名の両方の表記（「目指す」「めざす」など）が散見されます。表記は、そろえるべきだと思います。ちなみに、「目指す」「めざす」は、改訂常用漢字では「目指す」になっています。 ・数字の後のピリオドは、不要だと思います。 ピリオド有無（前述）の両方散見されますので、なしに統一すべきだと思います。 ・文言は、統一すべきだと思います。 <p>34-35 頁の施策名は、「学校教育環境の充実」「生きる力をはぐくむ学校教育の充実」「学校・家庭・地域の連携協働」の3つ掲げられていますが、「学校教育環境」と「生きる力をはぐくむ学校教育」は「充実」となっているのに、「学校・家庭・地域の連携協働」には「充実」に相当する文言がありません。「学校・家庭・地域の連携協働」を「学校・家庭・地域の連携協働の推進」などにして、統一すべきだと思います。</p>	<p>「目指す」「めざす」につきましては、一部固有名称を除いて、「目指す」に統一いたします。</p> <p>1-1-2-3「学校・家庭・地域の連携・協働」の部分について、1-1-2-1と1-1-2-2との統一を図るため、「学校・家庭・地域の連携・協働の推進」とします。</p>